

令和2年12月14日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

鎌倉投信株式会社
代表取締役 社長 鎌田 恭幸 印

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額（含準備金）	565,500千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	56,550株

最近5年間における資本金の額の増減：

令和2年3月25日	資本金	100,000千円に減資
-----------	-----	--------------

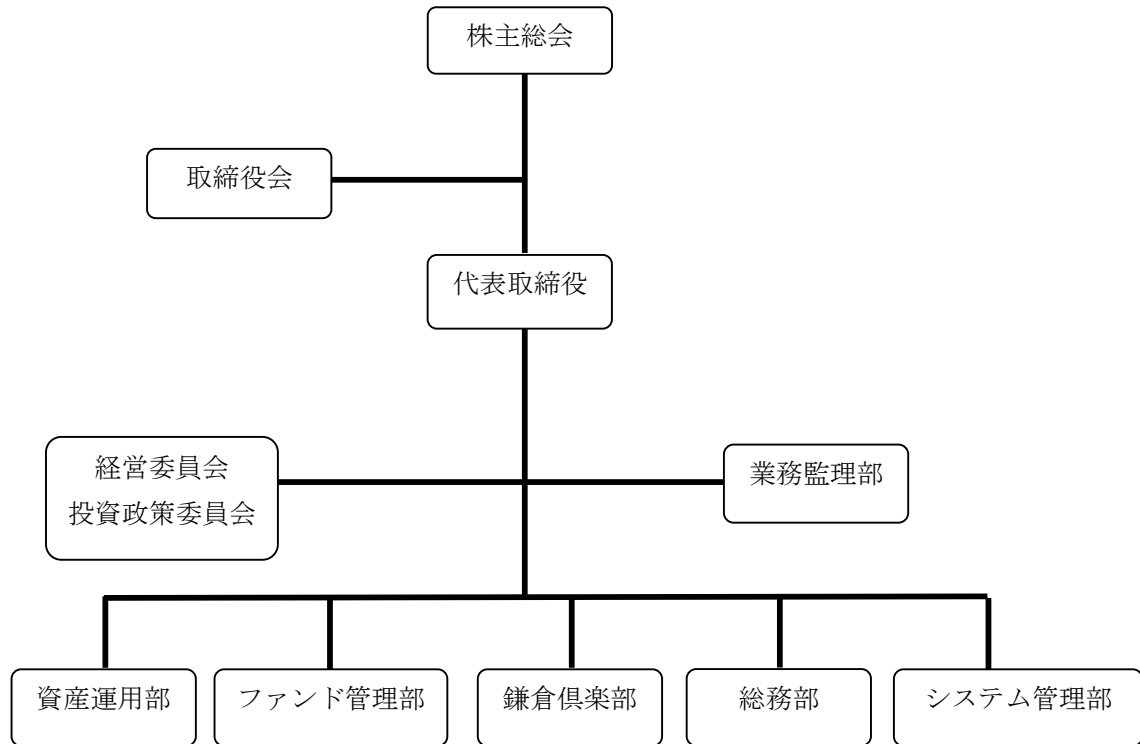
(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

当社では、受託者責任を全うし社会への貢献を行うべく、適切に業務運営を遂行し、最善の資産運用サービスを提供するために必要な会社の組織機構・業務分掌ならびに職位および職務権限の大綱を定め、職務遂行上の基準を明確にすることによって、業務の公正な運営体制の確立と責任体制の明確化を図っています。

会社の業務運営の組織体系は、取締役会、代表取締役、各業務関連部（総務部、システム管理部、鎌倉倶楽部、ファンド管理部、業務監理部、資産運用部）によって構成されています。

②組織図



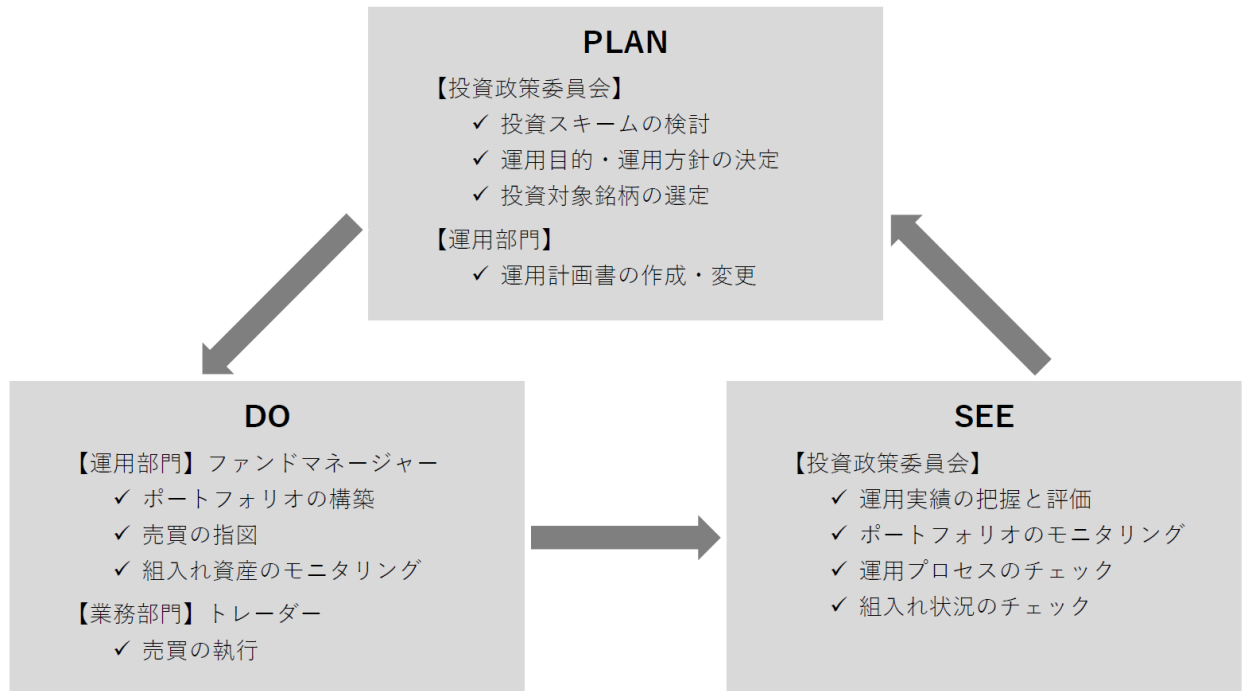
取締役会は取締役全員をもって構成し、会社の重要な業務遂行において決定を行うとともに、その執行結果に対する評価および監査を行います。

代表取締役社長は、会社を総攬し、全般の業務遂行について指揮します。また、取締役は、代表取締役社長の指揮下にあつてこれを補佐し、代表取締役社長の命ずる一定の部の業務を担当して、その業務執行を指揮調整します。

一方で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を包括する内部管理は経営の重要課題だと認識しています。そのため、他業務とは独立した業務監理部を設置し、業務監理部長が専従の内部管理の責任者となり、内部管理体制の整備・強化を図っています。

さらに、会社の運営体制をより強固なものにするため、経営全般に関する事項について、報告・連絡・協議・審議・決定を行う「経営委員会」、資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションを検討・決定し、あわせて運用の成果を分析する「投資政策委員会」を設置しています。

③運用の意思決定機構



<投資政策委員会> (7名)

- ・社長、ファンドマネージャー、業務監理部長、システム管理部長、ファンド管理部長、鎌倉倶楽部長、がメンバーとなり、資産運用部長を議長として、原則として毎月1回開催します。
- ・「結い 2101」の運用目的・運用方針、投資対象銘柄等を審議・決定するほか、運用実績やポートフォリオのモニタリングや評価を行います。
- ・運用のリスク管理やコンプライアンスの観点から運用プロセスや組入状況の検証も行われます。

<ファンドマネージャー> (3名)

- ・一度投資した銘柄については長期保有するという当社の運用スタイルを前提に、投資政策委員会において決定された運用目的・運用方針、投資対象銘柄等に基づき、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・「運用計画書」にしたがって運用を行い、運用実績について「運用実績報告書」を作成します。

<業務監理部> (1名)

- ・リスク管理やコンプライアンス面から、当社の業務全般に対して業務監理部が内部管理の統括を行います。
- ・業務監理部長は投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・業務監理部は、資産運用部やファンド管理部の報告等に基づき、必要に応じてアドバイス、注意喚起、警告を行います。

<ファンド管理部トレーダー> (3名)

- ・ファンド管理部に所属するトレーダーがファンドにかかる有価証券等の売買業務を行います。
- ・トレーダーは、ファンドマネージャーから売買等の依頼を受け、取引を執行します。
- ・「結い 2101」は、有価証券等の売買発注において、売買執行に収益の源泉を求めていません。

- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

「結い 2101」の運用体制等は、有価証券届出書作成基準日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容および営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行います。

令和2年11月末現在における、当社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は46,437百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社である鎌倉投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)は、イデア監査法人の監査を受けています。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	137,011	189,388
直販顧客分別金信託	501,275	498,000
未収委託者報酬	75,778	81,212
その他	3,838	9,350
流動資産合計	717,904	777,951
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	19,103	17,693
構築物	187	156
器具備品	8,044	5,942
有形固定資産合計	27,335	23,792
無形固定資産		
ソフトウェア	23,044	26,619
無形固定資産合計	23,044	26,619
投資その他の資産		
敷金	5,808	5,808
長期前払費用	2,239	2,361
繰延税金資産	85,467	53,124
投資その他の資産合計	93,514	61,293
固定資産合計	143,893	111,705
資産合計	861,798	889,656
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2	278,000
一年内償還予定の社債	150,000	-
預り金	10,636	12,614
顧客預り金	7,940	20,889
未払金	9,775	12,260
未払費用	8,846	11,482
未払法人税等	7,410	290
未払消費税等	4,928	6,731
流動負債合計	480,813	342,268
固定負債		
社債	100,000	250,000
固定負債合計	100,000	250,000
負債合計	580,813	592,268
純資産の部		

株主資本		
資本金	435,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	130,500	465,500
資本剰余金合計	130,500	465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△284,515	△268,111
利益剰余金合計	△284,515	△268,111
株主資本合計	280,984	297,388
純資産合計	280,984	297,388
負債・純資産合計	861,798	889,656

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	361,604	380,348
営業収益合計	361,604	380,348
営業費用		
支払手数料	64,486	66,184
広告宣伝費	2,613	3,498
委託計算費	26,578	30,278
営業雑経費	21,657	24,739
通信費	6,962	7,284
印刷費	6,012	7,165
協会費	854	970
その他	7,828	9,318
営業費用合計	115,336	124,701
一般管理費		
給料	98,392	116,656
役員報酬	26,625	31,375
給料手当	66,548	81,271
賞与	5,219	4,010
旅費交通費	5,781	5,235
租税公課	4,978	720
不動産賃借料	8,619	8,712
固定資産減価償却費	14,245	14,077
消耗品費	3,828	1,935
法定福利費	13,890	17,377
支払報酬	2,527	3,091
支払手数料	20,161	20,216

その他	10,825	15,992
一般管理費合計	183,251	204,017
営業利益	63,016	51,629
営業外収益		
受取利息	33	32
講演料収入	1,126	997
著作権使用料	185	171
保険金収入	-	896
補助金収入	-	400
雑収入	60	0
営業外収益合計	1,406	2,498
営業外費用		
社債利息	3,358	3,305
支払利息	1,454	1,381
雑損失	127	114
営業外費用合計	4,940	4,801
経常利益	59,481	49,326
税引前当期純利益	59,481	49,326
法人税、住民税及び事業税	8,495	580
法人税等調整額	669	32,343
法人税等合計	9,164	32,923
当期純利益	50,317	16,403

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△334,832	△334,832	230,667	230,667
当期変動額							
当期純利益				50,317	50,317	50,317	50,317
当期変動額 合計	-	-	-	50,317	50,317	50,317	50,317
当期末残高	435,000	130,500	130,500	△284,515	△284,515	280,984	280,984

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益剰 余金			
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△284,515	△284,515	280,984	280,984
当期変動額							
減資	△335,000	335,000	335,000			-	-
当期純利益				16,403	16,403	16,403	16,403
当期変動額 合計	△335,000	335,000	335,000	16,403	16,403	16,403	16,403
当期末残高	100,000	465,500	465,500	△268,111	△268,111	297,388	297,388

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～24年

構築物 15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
建物	9,012千円	10,422千円
構築物	707千円	739千円

器具備品

7,093 千円

10,706 千円

※2 担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
短期借入金	281,275 千円	278,000 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることか

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

短期借入金は、直販顧客分別金信託に充当することを目的としたものであり、支払期日は1か月以内です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（(注) 2. をご参照ください）

前事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	137,011	137,011	—
(2) 直販顧客分別金信託	501,275	501,275	—
(3) 未収委託者報酬	75,778	75,778	—
資産計	714,065	714,065	—
(1) 短期借入金	281,275	281,275	—
(2) 社債 (※1)	250,000	249,361	△638
(3) 未払金	9,775	9,775	—
(4) 未払費用	8,846	8,846	—
(5) 未払法人税等	7,410	7,410	—
(6) 未払消費税等	4,928	4,928	—
負債計	562,237	561,598	△638

(※1) 1年以内に期限到来の社債を含めています。

当事業年度（令和2年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	189,388	189,388	—
(2) 直販顧客分別金信託	498,000	498,000	—
(3) 未収委託者報酬	81,212	81,212	—
資産計	768,601	768,601	—
(1) 短期借入金	278,000	278,000	—
(2) 社債 (※1)	250,000	248,827	△1,172
(3) 未払金	12,260	12,260	—
(4) 未払費用	11,482	11,482	—
(5) 未払法人税等	290	290	—
(6) 未払消費税等	6,731	6,731	—
負債計	558,764	557,591	△1,172

(※1) 1年以内に期限到来の社債を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金(2) 直販顧客分別金信託(3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 短期借入金(3) 未払金(4) 未払費用(5) 未払法人税等(6) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度	当事業年度
	(平成31年3月31日)	(令和2年3月31日)
敷金	5,808	5,808

敷金については市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成31年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(1) 現金・預金	137,011	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	501,275	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	75,778	—	—	—
合計	714,065	—	—	—

当事業年度 (令和2年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	(1) 現金・預金	189,388	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	498,000	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	81,212	—	—	—
合計	768,601	—	—	—

(注) 4. 短期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	281,275	-	-	-	-
社債	150,000	-	-	-	100,000
合計	431,275	-	-	-	100,000

当事業年度（令和2年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	278,000	-	-	-	-
社債	-	150,000	-	100,000	-
合計	278,000	150,000	-	100,000	-

（有価証券関係）

前事業年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	当事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	当事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	当事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 （平成31年3月31日）	当事業年度 （令和2年3月31日）
-----------------------	----------------------

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	120,296千円	104,999千円
未払事業税	977千円	-千円
その他	212千円	235千円
繰延税金資産小計	121,486千円	105,234千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△36,018千円	△51,195千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	-千円
評価性引当額小計(*1)	△36,018千円	△51,195千円
繰延税金資産合計	85,467千円	54,039千円
未収還付事業税等	-千円	915千円
繰延税金負債合計	-千円	915千円
繰延税金資産(純額)	85,467千円	53,124千円

(*1) 評価性引当額が15,177千円増加しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が15,177千円増加したことにとまうものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	25,521	26,002	27,702	21,899	14,495	4,674	120,296
評価性引当額	16,238	11,432	8,347	-	-	-	36,018
繰延税金資産	9,282	14,569	19,355	21,899	14,495	4,674	(b)84,277

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(令和2年3月31日)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	28,808	30,691	24,261	16,059	5,179	104,999
評価性引当額	24,638	19,539	7,018	-	-	51,195
繰延税金資産	4,169	11,152	17,243	16,059	5,179	(b)53,804

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
法定実効税率 30.31%	法定実効税率 33.59%

(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減額	△14.36%	実効税率変更による差異	△18.69%
法人税の特別控除額	△ 2.39%	評価性引当額の増減額	50.69%
住民税均等割等	0.73%	法人税の特別控除額	-
その他	<u>1.12%</u>	住民税均等割等	1.18%
税効果会計適用後の	<u>15.41%</u>	その他	<u>△0.02%</u>
法人税等の負担率		税効果会計適用後の	<u>66.75%</u>
		法人税等の負担率	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は令和2年3月25日付で資本金を100,000千円に減資したことにより、外形標準課税が不適用となりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.31%から33.59%に変更しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は1,742千円増加、法人税等調整額の金額は1,742千円減少しています。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)及び当事業年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

前事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)及び当事業年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	鎌田 恭幸	—	—	当社代表取締役	被所有 直接54.4%	担保の受入	担保の受入(注1)	281,275	—	—

(注1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役鎌田恭幸より担保の提供を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。

当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	鎌田 恭幸	—	—	当社代表取締役	被所有 直接54.4%	担保の受入	担保の受入(注1)	278,000	—	—

(注1) 当社は、金融機関からの借入に対して当社代表取締役鎌田恭幸より担保の提供を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	4,968円78銭	5,258円85銭
1株当たり当期純利益金額	889円78銭	290円06銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益	50,317千円	16,403千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益	50,317千円	16,403千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第13期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	205,913
直販顧客分別金信託	493,000
未収委託者報酬	92,489
その他	2,574
流動資産合計	793,977
固定資産	
有形固定資産	※1
建物	16,987
構築物	140
器具備品	4,895

有形固定資産合計		22,023
無形固定資産		
ソフトウェア		36,987
無形固定資産合計		36,987
投資その他の資産		
敷金		5,808
長期前払費用		2,908
繰延税金資産		52,806
投資その他の資産合計		61,523
固定資産合計		120,534
資産合計		914,511
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2	273,000
預り金		33,567
顧客預り金		12,800
未払金		9,002
未払費用		7,447
未払法人税等		290
未払消費税等		5,343
流動負債合計		341,451
固定負債		
社債		250,000
固定負債合計		250,000
負債合計		591,451
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		465,500
資本剰余金合計		465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△242,439
利益剰余金合計		△242,439
株主資本合計		323,060
純資産合計		323,060
負債・純資産合計		914,511

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

		第 13 期中間会計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬		203,538
営業収益合計		203,538
営業費用		58,694
一般管理費	※1	116,318
営業利益		28,526
営業外収益	※2	127
営業外費用	※3	2,372
経常利益		26,281
税引前中間純利益		26,281
法人税、住民税及び事業税		292
法人税等調整額		317
法人税等合計		609
中間純利益		25,672

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 13 期中間会計期間（自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	465,500	465,500	△268,111	△268,111	297,388	297,388
当中間期変動額							
中間純利益				25,672	25,672	25,672	25,672
当中間期変動額合計	-	-	-	25,672	25,672	25,672	25,672
当中間期末残高	100,000	465,500	465,500	△242,439	△242,439	323,060	323,060

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第 13 期中間会計期間 （自 令和 2 年年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日）
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 10～24 年 構築物 15 年 器具備品 3～20 年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づき償却して</p>

	います。
2. 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(中間貸借対照表関係)

第13期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	23,966 千円
※2 担保提供資産および担保付債務	
直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書を差し入れており、これに対応する収納金債権総額は302,027千円です。	
担保付債務は、次のとおりです。	
短期借入金	273,000 千円

(中間損益計算書関係)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,348 千円
無形固定資産	6,175 千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
印税	51 千円
※3 営業外費用のうち主なもの	
社債利息	1,659 千円
支払利息	655 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第13期中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第13期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)

(1) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません((注)2.を参照ください)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	205,913	205,913	—
(2) 直販顧客分別金信託	493,000	493,000	—
(3) 未収委託者報酬	92,489	92,489	—
資産計	791,402	791,402	—
(1) 短期借入金	273,000	273,000	—
(2) 社債	250,000	249,282	△717
(3) 未払金	9,002	9,002	—
(4) 未払費用	7,447	7,447	—
(5) 未払法人税等	290	290	—
(6) 未払消費税等	5,343	5,343	—
負債計	545,083	544,366	△717

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金(2) 直販顧客分別金信託(3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 短期借入金(3) 未払金(4) 未払費用(5) 未払法人税等(6) 未払消費税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第13期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
敷金	5,808

敷金については市場価格がなく、かつ将来のキャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

(有価証券関係)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

[セグメント情報]

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,712円83銭
1株当たり中間純利益金額	453円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益	25,672千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	25,672千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株

(重要な後発事象)

第13期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
該当事項はありません。	

公開日 令和2年12月21日

作成基準日 令和2年12月8日

本店所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5-9

お問い合わせ先 総務部

独立監査人の監査報告書

令和2年6月1日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞

員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年12月8日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不

備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。